

令和8年広審第2号

裁 決

漁船A防波堤衝突事件

受 審 人 a 1

職 名 A一等航海士

海技免許 六級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の六級海技士（航海）の業務を2か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和7年8月19日23時49分半僅か過ぎ

島根県浜田港

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 120トン

全 長 37.80メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 736キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや船首寄りに操舵室を配した沖合底びき網漁業に従事する鋼製漁船で、同室前部中央に舵輪、その左舷側にレーダー2台及びGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置及び第二種船橋航海当直警報装置（以下「当直警報装置」という。）をそれぞれ備え、船長a2及びa1受審人ほかインドネシア共和国籍の特定技能外国人1人及び技能実習生2人を含む9人が乗り組み、操業の目的で、船首2.0メートル船尾4.4メートルの喫水をもって、令和7年8月15日11時00分浜田港を発し、長崎県対馬周辺の漁場に向かった。

ところで、当直警報装置は、操作パネル本体にリセット機能及びモーションセンサーをそれぞれ備えており、12分以内に同センサーによって当直者の動きを感知するか、リセットスイッチが押されないと警報を発するように設定されていた。

また、浜田港は、島根県西部に位置し、その東部に漁港区がある日本海に面する港で、同港の中央部には南から新西防波堤及び沖防波堤がともに南北方向に、沖防波堤北端の北方約700メートルのところに新北防波堤（東）が東西方向にそれぞれ築造されていた。

a2船長は、翌16日05時00分目的の漁場に到着して操業を行ったのち、越えて19日14時00分同漁場を発進して帰途に就き、23時00分島根県高島北方沖合で昇橋したa1受審人に船橋当直を引き継いで操舵室内の寝台で仮眠をとった。

a1受審人は、単独の船橋当直に就き、レーダー2台、GPSプロッター及び当直警報装置をそれぞれ作動させて浜田港西方沖合を東行し、23時24分浜田港沖防波堤灯台（以下「浜田港灯台」という。）から269度（真方位、以下同じ。）4.95海里の地点で、針路を093度に定めて自動操舵とし、11.7ノットの速力（対地速力、以

下同じ。) で進行した。

a 1 受審人は、舵輪後方に立って操船に当たり、沖防波堤西方沖合約 2 海里のところを針路を同防波堤の北方に向けて転針する予定で、新西防波堤に向首して続航し、23 時 38 分浜田港灯台から 265 度 2.24 海里の地点に達したとき、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから、操舵室左舷後方の椅子に腰を掛けたところ、気が緩んで眠気を催したが、今まで居眠りをしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 1 受審人は、いつしか居眠りに陥り、予定転針地点を通過して新西防波堤に向首進行し、当直警報装置の警報が発せられる間もなく、23 時 49 分半僅か過ぎ浜田港灯台から 175 度 580 メートルの地点において、A は、原針路及び原速力で、同防波堤に衝突した。

当時、天候は晴れで風力 1 の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

a 2 船長は、衝撃で目覚めて衝突の事実を知り、事後の措置にあたった。

衝突の結果、球状船首に凹損等を生じたが、のち修理され、新西防波堤は壁面コンクリートに欠損等を生じ、a 1 受審人が左殿部打撲傷等を、乗組員 10 人が、3 か月の入院加療を要する軸椎歯突起骨折等、2 か月の加療を要する第 7 頸椎骨折、4 週間の加療を要する第 3 頸椎棘突起骨折等をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、夜間、浜田港西方沖合において、同港に向けて帰

港中、居眠り運航の防止措置が不十分で、新西防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、夜間、浜田港西方沖合において、単独の船橋当直に就き、自動操舵により同港に向けて帰港中、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、今まで居眠りをしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、新西防波堤に向首進行して同防波堤への衝突を招き、船体及び防波堤にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、乗組員10人を負傷させ、自らも負傷するに至つた。

以上のa 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の六級海技士（航海）の業務を2か月停止する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和8年4月16日

広島地方海難審判所

審判官 高 橋 寿 則